

○文部科学省告示第六十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四の三第七項及び第八項並びに租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の五の三第三項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第四十条の四の三第七項及び第八項並びに租税特別措置法施行規則第二十条の五の三第三項の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭及び外国の教育施設を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月三十日

文部科学大臣 下村 博文

租税特別措置法施行令第四十条の四の三第七項及び第八項並びに租税特別措置法施行規則第二十条の五の三第三項の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭及び外国の教育施設

1 租税特別措置法施行令（以下「政令」という。）第四十条の四の三第七項の文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭は、次に掲げる金銭とする。

- 一 入学金、授業料、入園料及び保育料並びに施設設備費
- 二 入学又は入園のための試験に係る検定料
- 三 在学証明、成績証明その他学生、生徒、児童、幼児又は乳児（次項第五号において「学生等」

という。)の記録に係る証明に係る手数料及びこれに類する手数料

四 前各号に掲げるもののほか、学用品の購入費、修学旅行費又は学校給食費その他学校等における教育に伴って必要な費用に充てるための金銭

2 政令第四十条の四の三第八項の文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭は、次に掲げる金銭であつて、教育のために支払われるもの(国外において支払われるものを含む。)として社会通念上相当と認められるもの(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第七十条の二の二第二項第二号に規定する受贈者が二十三歳に達した日の翌日以後に支払われる第一号から第四号までに掲げる金銭(教育訓練(雇用保険法(昭和四十九年法律第一百十六号)第六十条の二第一項に規定する教育訓練をいう。))を受けるために支払われる金銭を除く。))とする。

一 教育に関する役務の提供の対価

二 施設の使用料

三 スポーツ又は文化芸術に関する活動その他教養の向上のための活動に係る指導への対価として支払われる金銭

四 第一号に規定する役務又は前号に規定する指導において使用する物品の購入に要する金銭であつて、当該役務の提供又は当該指導を行う者に直接支払われるもの

五 学用品の購入費、修学旅行費又は学校給食費その他学校等における教育に伴って必要な費用に

充てるための金銭であつて、学生等の全部又は大部分が支払うべきものと当該学校等が認められたもの

#### 六 通学定期券代

七 政令第四十条の四の三第六項第三号に掲げる外国の教育施設に就学するための渡航費（一回の就学につき一回の往復に要するものに限る。）又は学校等（同号に掲げる外国の教育施設を除く。）への就学に伴う転居に要する交通費であつて公共交通機関に支払われるもの（一回の就学につき一回の往復に要するものに限る。）

#### 3 租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第三項の文部科学大臣が財務大臣と協議して定める

外国の教育施設は、次に掲げるものとする。

一 外国において外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設

二 所定の課程を修了した者が当該課程の修了により学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五百五十条第一号に該当する場合における当該課程を有する教育施設及び同令第十五条第一項第四号若しくは第二項第五号又は第七十七号第五号の規定により文部科学大臣が指定した教育施設

三 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等

学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの

四 外国人を対象に教育を行うことを目的として我が国において設置された教育施設であつて、その教育活動等について、アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウエスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ、同国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル又はグレートブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズの認定を受けたものの

五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十二年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学